

# 所沢市議会基本条例の一部を改正する条例（案）についての意見提案手続 ご意見（手続き全般に係るもの）と市議会の考え方

令和6年12月25日から令和7年2月7日までの期間に実施した「所沢市議会基本条例の一部を改正する条例（案）への意見を募集します」について、寄せられたご意見（手続き全般に係るもの）と、ご意見に対する所沢市議会の考え方について公表します。

お寄せいただいたご意見は、議会運営委員会における協議の参考とさせていただきます。

## 1. 意見募集の概要

(1) 募集期間 令和6年12月25日（水）から令和7年2月7日（金）まで

(2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれか

## 2. 意見総数

人数：1人 件数：2件

No.	条文	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
1	その他	<p>案が1つしか選択できませんが、これは、「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）」「所沢市議会会議規則の一部を改正する規則（案）」「所沢市議会基本条例の一部を改正する条例（案）」「市長の専決処分事項の指定について（案）」の4つに対するパブリックコメントとして取り扱って下さいます様、お願い申し上げます。</p> <p>「パブリックコメント手続実施の手引」によれば、意見募集期間の初日に所沢市ホームページの到着情報に掲載すること、ところざわほっとメールを発信することが必須事項として定められています。</p> <p>これは、パブリックコメント手続を行うことを周知するために、これらが必須とされているものだと思いますが、4つのパブリックコメント手続は所沢市ホームページの到着情報の掲載も、ところざわほっとメール発信もされていません。</p> <p>至急、所沢市ホームページの到着情報の掲載とところざわほっとメール発信を行い、これらの掲</p>	<p>ご指摘のとおり所沢市ホームページの到着情報に掲載、ところざわほっとメールの発信をしたうえで、意見募集期間を延長いたしました。</p>

載日やところざわほっとメール発信を考慮して、このパブリックコメントの意見募集期間の終了日を変更して下さいます様お願い申し上げます。

(補足)

パブリックコメント手続は平成 27 年 4 月 1 日施行の「所沢市市民参加を進めるための条例」第 6 条(2)パブリックコメント手続に明記されています。

そして、「所沢市市民参加を進めるための条例」の第 17 条に「この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。」という委任条項があり、この委任条項に基づいて「所沢市パブリックコメント手続実施要綱」や「パブリックコメント手続実施の手引」が定められています。

「所沢市市民参加を進めるための条例」の第 2 条で、この条例における用語の定義は、所沢市自治基本条例において使用する用語の例によるとされています。

所沢市自治基本条例の第 3 条（定義）の(4) 「市 市議会及び市長その他執行機関をいいます」と定義されていますので市議会主導で実施されているこのパブリックコメント手続も、この条例の対象になります。

所沢市の条例は、所沢市議会によって制定されています。

所沢市議会によって制定された条例で根拠に、定められた必須手続が行われることなく、意見募集期間が終了することが無いようお願いしたく存じます。

公開されている議会運営委員会の議事録を拝見すると、パブリックコメント手続を進めるにあたっての事務的確認は、議会運営委員会の大石委員長と亀山副委員長に一任されています。

議事録には明記されていませんが、定められた手続に基づいてパブリックコメント手続を進めるという前提で一任されているはずだと思われませんが、なぜ決められたと異なる手順で実施されているのか不思議に思います。

所沢市市民参加を進めるための条例は平成 26 年第 4 回（12 月）定例会で可決、亀山副委員長

		<p>はこの議案に賛成されていますので、ここに書いたことは、ご存じのはずだと思いますので、本当に不可解に感じます。</p> <p>もし、私の条例の解釈が正しくなければ、正しい解釈をご教示いただければ幸いです。</p>	
2	その他	<p>システム上、案を1つしか選択できませんが、上記4つに対する意見として取り扱いして下さいます様お願い申し上げます。</p> <p>1/7付で下記の意見をお送りいたしました。ところざわほっとメールは意見募集期間の初日の業務時間外の17時18分に発信されていたことをところざわほっとメールのサイトで確認しました。</p> <p>つきましては、所沢市ホームページの新着情報掲載のご対応をお願い致します。</p> <p>なお、「パブリックコメント手続実施の手引」の意見募集期間の初日というのは、初日のいつでも良いという意味ではないと思います。</p> <p>案内が遅い時間帯になれば、意見募集期間を実質的に1日短縮したことと同じだと思います。</p> <p>今後パブリックコメント手続を行うことがあれば、意見募集期間の初日のできるだけ早い時間帯、遅くとも午前中に発信して下さいます様お願い申し上げます。</p> <p>&lt;該当部分抜粋&gt;</p> <p>現在、所沢市議会主導のパブリックコメント手続が行われています。</p> <p>「パブリックコメント手続実施の手引」によれば、意見募集期間の初日に所沢市ホームページの新着情報に掲載すること、ところざわほっとメールを発信することが必須事項として定められています</p> <p>これは、パブリックコメント手続を行うことを周知するために、これらが必須とされているものだと思いますが、このパブリックコメント手続は所沢市ホームページの新着情報の掲載も、ところざわほっとメール発信もされていません。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p> <p>所沢市ホームページの新着情報に令和7年1月9日に掲載を行ったうえで、同日を起点に意見募集期間を延長いたしました。</p>

	<該当部分抜粋終わり>	
--	-------------	--